［一　略］

二　前年度における令和五年改正前の省令附則第十三条の二第一号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

｛（A×0.05－B）×0.75－C×0.75＋D｝－E

算式の符号

A　第18条第５項第１号算式の符号Aに同じ。

B　第18条第５項第１号算式の符号Bに同じ。

C　第18条第５項第１号算式の符号Cに同じ。

D　令和４年度減収補填債のうち道府県民税の利子割に係るものの額の100分の75に相当する額

E　令和５年改正前の省令附則第13条の２第１号の規定により算定した額

三　令和五年改正前の省令附則第十三条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和五年改正前の省令附則第十三条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号の規定により控除された額

［五　略］

（法人事業税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条　令和五年度に限り、法人事業税の基準税額は、第十九条第三項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　略］

二　前年度における令和五年改正前の省令附則第十四条第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A＋B＋C＋D＋E＋F－G）×0.75＋H

算式の符号

［略］

H　令和４年度減収補填債のうち法人事業税に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和五年改正前の省令附則第十四条第一号の額

三　令和五年改正前の省令附則第十四条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分法人事業税過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の

［一　同上］

二　前年度における令和四年改正前の省令附則第十三条の二第一号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

｛（A×0.05－B）×0.75－C×0.75＋D｝－E

算式の符号

A　令和４年改正前の省令第18条第５項第１号算式の符号Aに同じ。

B　令和４年改正前の省令第18条第５項第１号算式の符号Bに同じ。

C　令和４年改正前の省令第18条第５項第１号算式の符号Cに同じ。

D　令和３年度減収補填債のうち道府県民税の利子割に係るものの額の100分の75に相当する額

E　令和４年改正前の省令附則第13条の２第１号の規定により算定した額

三　令和四年改正前の省令附則第十三条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和四年改正前の省令附則第十三条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号の規定により控除された額

［五　同上］

（法人事業税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条　令和四年度に限り、法人事業税の基準税額は、第十九条第三項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　同上］

二　前年度における令和四年改正前の省令附則第十四条第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A＋B＋C＋D＋E＋F－G）×0.75＋H

算式の符号

［同左］

H　令和３年度減収補填債のうち法人事業税に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和四年改正前の省令附則第十四条第一号の額

三　令和四年改正前の省令附則第十四条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分法人事業税過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の